



長野県報

2月5日(木)
平成21年
(2009年)
第2038号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課)	2
介護保険法施行令に基づく指定調査機関の調査事務を行う事務所の所在地の変更の届出(長寿福祉課)	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	2
都市計画事業の認可(都市計画課)	2
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務の一部廃止の届出(建築指導課)	3
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護の指示(内水面漁場管理委員会事務局)	3

公告

一般競争入札(情報統計課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
特定調達契約に係る一般競争入札(管財課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	5
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	6
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	6
建築基準法に基づく建築協定の認可(建築指導課)	6
一般競争入札(14件)(病院事業局)	7
長野県短期大学教員採用選考(教育総務課)	18
正誤(医療政策課国保・医療福祉室)	19



長野県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年2月5日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ユーネットワーク石渡	長野県長野市石渡342	平成21年2月1日
有限会社ユーネットワーク千曲	長野県千曲市屋代2923	〃

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ベルポートまるこデイサービスセンター	長野県上田市中丸子1897番地1	平成21年2月1日

2 指定介護予防サービス事業者

介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ベルポートまるこデイサービスセンター	長野県上田市中丸子1897番地1	平成21年2月1日

長寿福祉課

長野県告示第50号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定により、「介護サービス情報の公表」指定調査機関からその調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年2月5日

長野県知事 村井 仁

1 名称

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

2 調査事務を行う事務所の所在地

変更前 長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座3F

変更後 長野市南県町1041 新建第2ビル4階

3 変更年月日

平成20年12月20日

長寿福祉課

長野県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年2月5日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

駒ヶ根市

2 都市計画事業の種類及び名称

駒ヶ根都市計画下水道事業 駒ヶ根市公共下水道

3 事業施行期間

平成元年10月12日から

平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年長野県告示第702号、平成2年長野県告示第861号、平成4年長野県告示第835号、平成10年長野県告示第230号及び平成15年長野県告示第454号の事業地で赤穂及び飯坂地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年2月5日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・3・15号 松本駅北小松線

3 事業施行期間

平成21年2月5日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県松本市深志1丁目地内

(2) 使用の部分

長野県松本市深志1丁目地内

都市計画課

長野県告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の34第1項の規定により、指定確認検査機関の業務の一部廃止について次のとおり届出がありました。

平成21年2月5日

長野県知事 村 井 仁

- 届出者の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 廃止した認定等の業務の範囲
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第7号及び第8号に掲げる区分に係る業務

建築指導課

長野県内水面漁場管理委員会指示第9号

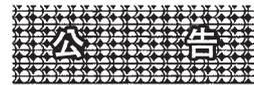
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成21年2月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

- 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 指示の期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月5日

長野県知事 村 井 仁

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県統計情報データベースの移行業務
 - 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - 履行期間
契約締結の日から平成21年3月27日まで
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 長野県内に本社を有している者であること。
 - 業務完了後、隠れた瑕疵が発見されたときは瑕疵の修補を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県企画部情報統計課
電話 026 (235) 7070
- 入札手続等
 - 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年2月16日（月） 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎3階304号会議室
 - 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。